

答 申 書 (案)

美幌町長 平 野 浩 司 様

美幌町自治基本条例の見直し検討について

令和4年8月2日付けで諮問のありました、美幌町自治基本条例の見直しについて下記のとおり答申します。

記

条例の見直しについては、美幌町自治基本条例第48条に基づき、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかについて審議を進めました。

検討結果については、大きな社会情勢の変化は見られず、特段改正する要素が散見されないことから、『条例を見直す必要はない』との結論に至りました。

なお、検討作業において課題等が出されたことから、次のとおり意見を付します。

1 第12条 (町民参加の基本)

青少年及び子どもの町政の参加について、今後もそれぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加しやすい取組みの推進を図っていただきたい。

2 第13条 (町民参加の対象)

町民参加が必要なものとして、各施策の基本となる計画の策定や見直しについて挙げられていますが、どの計画が町民参加の必要な計画であるかなど、わかりづらい面がありますので運用面での整理に努められたい。

3 第15条 (提出された意見等の取扱い)

町民参加によって寄せられた意見等については、検討後に公表するものとしており、逐条解説には、「ホームページや情報コーナー等で広く町民へ公表する」と記載されていますが、現在、情報コーナーが設置されていないとのことですので、広く町民へ公表するためにも、情報コーナーを適切な場所に設置していただきたい。

4 第 16 条 (審議会等の委員の選任)

女性委員の割合については、美幌町附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、30%以上となるよう努めるものとしていますが、将来的に女性委員の割合を求める規定がなくなるような取組みや、青年層の参画が図られるような取組みを推進していただきたい。

5 第 40 条 (行政手続)

行政手続きについて、先進自治体の取組みを参考にするなど、窓口サービスの向上や申請手続きの簡素化・効率化が図られるような取組みを更に推進していただきたい。

6 第 47 条 (国際社会との交流及び連携)

国際社会との交流及び連携について、今後も様々な分野において多くの地域の人々と交流及び連携を図り、まちの課題解決に繋がるような取組みを推進していただきたい。

7 その他

今後も基本理念である「町民主体の自治の実現」に向けてご尽力いただきますようお願いいたします。

令和4年11月1日

美幌町自治推進委員会
会長 熊崎 崇朗